

令和9年度一斉入所 受付後の注意点及び今後の予定について

内定の優先順位は、保育を必要とする状況に応じた指数（同点の場合は幼児保育課による抽選）による選考にて決定します。

【注意点】

- ① 受付後、審査の段階で不足書類や記入漏れが判明した場合、書類の追加提出や差替依頼、お電話での聞き取り等をさせていただきますので御承知おきください。
- ② 一斉入所受付の最終締め切りは10月9日（金）午後4時（電子申請の最終締め切りは10月10日（土）午後11時59分）です。追加書類の提出や希望する施設の変更は、最終締め切りまでをお願いします。

【今後の予定】

※小規模保育事業所・私立認定こども園に内定された方は、③④については各施設から直接御案内があります。

令和8年	10/28(水)	①選考結果発送 この日までに指数による選考結果（内定）通知書を発送します。 発送日までは入所枠確保等に関するお問い合わせは御遠慮ください。 （指数による選考結果です。 <u>面接の結果によっては入所いただけない場合があります。</u> ）
	11/9(月) ～13(金)	②内定施設にて面接 内定の方は、面接日時を選考結果（内定）通知書に記載しています。 ・ <u>指定の時間で都合が悪い場合は、直接施設と調整してください。</u> ・面接実施予定日は市ホームページで確認できます。 ・3か月健診を受けていない児童は、施設と調整の上、3か月健診後に速やかに面接を受けてください。
令和9年	2/3(水) ～12(金)	③入所関係書類受け取り 入所枠が確保できた施設にて書類を受け取ってください。 <u>各施設から配布の連絡は行いません。</u> なお、代理の方が受け取りに来られる場合は、事前にその旨を施設にお伝えください。 衣料品・用品等販売についても案内があります。
	2月下旬 ～3月上旬	④入所説明会 入所枠が確保できた施設の入所説明会へ参加してください。 ※説明会の日程については市ホームページで御確認ください。 （ホームページは11月頃更新予定です。）
	3月下旬	⑤入所決定 入所決定通知および保育料等に関する通知を送付します。

裏面も必ずご確認ください

<注意事項>

1 入所決定について

入所枠が確保できた方でも、入所の決定ではありません。入所児童の面接や提出書類の審査の上、令和9年3月下旬に入所決定（育休明けの方は入所予約）に関する書類を送付します。私立認定こども園及び小規模保育事業所においては、施設から利用に関する契約書等の書類が配布されます（利用契約は、保護者と施設を運営する事業者との間で契約をする必要があります。）。入所は、契約をもって決定となります。

また、入所枠が確保された後でも、実態調査などで保育を必要とする状況でないことが確認された場合や、育児休業明け又は育児休業中で申込みの方で育児休業を取得している会社を退職した場合などは、入所枠の確保を取り消します。

2 令和8年10月11日（日）以降の申込内容の変更に伴う指数変更

- (1) 申込内容の変更によって指数が上がる場合でも、指数により決定した入所優先順位は変更となりません。
- (2) 申込内容の変更によって指数が下がる場合、入所優先順位は変更後（下がった後）の指数が同点の方の中で最後となります。
- (3) 育児休業明け又は育児休業中の方の職場復帰時期等変更

選考後に職場復帰時期の延期や、就労形態を変更した場合は、入所優先順位や入所枠確保の状況が変更となることがあります。ただし、指数が変わらない範囲での復帰時期や就労形態の変更の場合は、順位の変更はしません（例：育児休業明けで4月2日復帰予定で申し込み、入所枠が確保できた後に4月30日復帰に変更しても、同じ指数なので選考結果に影響がなく、入所優先順位は変わりません。）。

一方、指数が変更となるような職場復帰時期の延期や、就労形態の変更をした場合は、変更後の指数が同点の方の中で最後の順位となり、入所枠が確保できていた場合でも、指数が下がることで入所枠が確保できなくなる場合もあります（例：父、母共に1か月140時間以上の勤務（12点×2）で、母のみ5月復帰（1点減点）と申込みをした場合の指数は23点ですが、職場復帰を翌年1月（3点減点）に変更した場合、指数は21点に下がり、入所優先順位は21点の方の中で最後の順位に変更となります。）。

（問い合わせ先 知多市役所幼児保育課 0562-36-2659（直通））